

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 5 月 30 日

東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑳ 株式会社東急レクリエーション及び東京急行電鉄株式会社が、歌舞伎町一丁目地区において、多様な大衆娯楽文化を世界に発信するエンターテインメント拠点、都市観光の拠点形成に資する宿泊施設、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 60～61 のとおり変更する。【平成 31 年 7 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（歌舞伎町一丁目地区） 別紙 60

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画 別紙 61

- ㉑ 南池袋二丁目 C 地区市街地再開発準備組合、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社、独立行政法人都市再生機構が、南池袋二丁目 C 地区において、「国際アート・カルチャー都市」の形成に資する、賑わい・交流機能、歩行者ネットワーク、高質な都心居住環境や生活支援機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 62～65 のとおり決定又は変更する。【平成 33 年 3 月に着工予定】

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画南池袋二丁目 C 地区地区計画 別紙 62
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業南池袋二丁目 C 地区第一種市街地再開発事業 別紙 63
- ・東京都市計画高度地区 別紙 64
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 65

- ㉒ 森トラスト株式会社が、赤坂二丁目地区において、国際観光に資する歴史・

文化発信施設、外国人等の滞在ニーズに対応したホテル・サービスアパートメント等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 66～67 のとおり決定する。【平成 32 年 1 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（赤坂二丁目地区） 別紙 66

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画赤坂二丁目地区地区計画 別紙 67

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

② 新橋 4 丁目地区外国会社等事業創出支援施設取得・運営事業

③ 虎ノ門 1 丁目地区外国会社等事業創出支援施設取得・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

将来的に世界規模で成長が見込まれる有望な分野の事業を新たに実施する外国会社や外国人起業家等を対象とした事業創出支援施設（インキュベーションオフィス）を整備・提供するとともに、経営管理に関する支援を実施する。

b) 当該事業が行われる区域

②の事業：東京都港区新橋 4 丁目 1 番 1～3、11、7 番 1、7～9、15～16

③の事業：東京都港区虎ノ門 1 丁目 17 番～20 番

c) 当該事業の実施期間

②の事業：平成 28 年 8 月着工、平成 30 年 9 月竣工及び運営開始

③の事業：平成 29 年 2 月着工、平成 31 年 12 月竣工及び運営開始

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

新たに事業を行う外国会社等を対象とした事業創出支援施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による事業創出支援施設の整備及び新たに事業を行う外国会社等の自立化の支援は、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

②の事業：森ビル株式会社（東京都港区）

大林新星和不動産株式会社（東京都千代田区）

③の事業：森ビル株式会社（東京都港区）